

(契約の解除)

第12条 甲は、乙が次に掲げる義務に違反した場合において、甲が相当の期間を定めて当該義務の履行を催告したにもかかわらず、その期間内に当該義務が履行されないときは本契約を解除することができる。

一 乙が賃料又は共益費の支払いを2ヶ月以上怠ったとき。

二 乙の故意又は過失により必要となった修繕に要する費用の負担を怠ったとき。

2 甲は、乙が次に掲げる義務に違反した場合において、当該義務違反により本契約を継続することが困難であると認められるに至ったときは、本契約を解除することができる。

一 本物件を第1条記載の事業以外の用に供したとき。

二 第8条(第7項第五号から第七号を除く)又は第9条の規定に違反したとき

三 入居時に、乙又は連帯保証人について告げた事実的重大な虚偽があったことが判明したとき。

四 その他乙が本契約の各条項に違反したとき。

五 銀行取引の停止。

六 破産手続きの開始。

七 民事再生手続きの開始。

八 会社更生手続きの開始。

九 特別清算手続きの開始。

3 甲又は乙の一方について、次のいずれかに該当した場合には、その相手方は、何らの催告も要せずして、本契約を解除することができる。

一 第7条の確約に反する事実が判明したとき

二 契約締結後に自ら又は役員が反社会的勢力に該当したとき

4 甲は、乙が第7条第2項に規定する義務に違反した場合又は第8条第7項第五号から第七号に掲げる行為を行った場合は、何らの催告も要せずして、本契約を解除することができる。

(乙からの解約)

第13条 乙は、甲に対して1ヶ月前までに解約の申し入れを行うことにより、本契約を解除することができる。

2 前項の規定にかかわらず、乙は解約申し入れの日から1ヶ月分の賃料(本契約の解約後の賃料相当額を含む。)を甲に支払うことにより、解約申し入れの日から起算して1ヶ月を経過する日までの間、随時に本契約を終了することができる。

(一部滅失等による賃料の減額等)

第14条 本物件の一部が滅失その他の事由により使用できなくなった場合において、それが乙の責めに帰すべき事由によらないときは甲及び乙は、その使用できなくなった部分の割合に応じて賃料減額の要否や程度、期間、賃料の減額に代替する方法その他必要な事項について協議するものとする。この場合において、賃料を減額するときは、その使用できなくなった部分の割合に応じるものとする。

2 本物件の一部が滅失その他の事由により使用できなくなった場合において、残存する部分のみでは乙が賃借した目的を達することができないときは、乙は、本契約を解除することができる。

(契約の終了)

第15条 本契約は、本物件の全部が滅失その他の事由により使用できなくなった場合には、これによって終了する。

(明渡し及び明渡し時の修繕)

第16条 乙は、明渡し日を10日前までに甲に通知のうえ、本契約が終了する日までに本物件を明渡しななければならない。

- 2 乙は、第12条の規定に基づき本契約が解除された場合にあつては、直ちに本物件を明渡しななければならない。
- 3 乙は、明渡しの際、貸与を受けた本物件の鍵を甲に返還し、複製した鍵は甲に引き渡しななければならない。
- 4 乙が明渡しを遅延したときは、乙は、甲に対して、賃貸借契約が解除された日又は消滅した日の翌日から明渡し完了の日までの間の賃料の倍額に相当する損害金を支払わなければならない。
- 5 本契約終了時に本物件等内に残置された乙の所有物があり、本物件を維持管理するために、緊急やむを得ない事情があるときは、乙がその時点でこれを放棄したものとみなし、甲はこれを必要な範囲で任意に処分し、その処分に要した費用を乙に請求することができる。
- 6 本物件の明渡し時において、乙は、本物件内に乙が設置した造作・設備等を撤去し、本物件の変更箇所及び本物件に生じた汚損、損傷箇所をすべて修復して、本物件を引き渡し当初の原状に復せしめなければならない。
- 7 甲及び乙は、前項に基づいて乙が行う原状回復の内容及び方法について協議するものとする。

(ハウスクリーニング)

第17条 本物件の明渡し時において、乙は、第16条の原状回復に要する費用とは別に、本物件のハウスクリーニングの費用を負担するものとする。その際、使用した電気・水道の料金も乙の負担とする。

(甲の通知義務)

第18条 甲は次の各号の一に該当するときは直ちにその旨を書面によって乙に通知しなければならない。

- 一 賃料等の支払い方法の変更。
- 二 管理業者の変更。

(乙の通知義務)

第19条 乙又は連帯保証人は、次の各号の一に該当するときは、直ちにその旨を書面によって甲に通知しなければならない。

- 一 乙が本契約締結当時の名称変更、合併、営業目的の重大な変更があるとき。ただし、当該行為が賃借権の譲渡と評価できる場合は、第8条第1項の定めに従うものとする。
- 二 長期に休業するとき。
- 三 連帯保証人の住所・氏名・緊急の連絡先・その他の変更。

四 連帯保証人の死亡又は解散。

五 連帯保証人の破産開始決定等連帯保証人として要求される能力又は資力を失ったとき。

(延滞損害金)

第20条 乙は本契約により生じる金銭債務の支払いを遅滞したときは、年(365日あたり)14.6%の割合による延滞損害金を支払うものとする。

(乙の債務の担保)

第21条 本契約においては、連帯保証人の欄に記載する方法により、乙の債務を担保する。

2 「連帯保証人」にチェックがある場合には、次の各号の定めによるものとする。

一 連帯保証人(以下本項において「丙」という)は、乙と連帯して、本契約から生じる乙の債務を負担するものとする。本契約が更新された場合においても、同様とする。

二 前号の丙の負担は、記名押印欄に記載する極度額を限度とする。

三 丙が負担する債務の元本は、次のいずれかに該当するときは、確定するものとする。

ア 甲が、丙の財産について、賃料その他の本契約により生じる乙の金銭の支払を目的とする債権についての強制執行又は担保権の実行を申し立てたとき。ただし強制執行又は担保権の実行の開始があったときに限る。

イ 丙が破産手続き開始決定を受けたとき

ウ 乙又は丙が死亡したとき

四 前号に規定する場合又は丙が連帯保証人として要求される能力又は資力を失ったときは、第19条の規定に基づき乙(前号ウの乙が死亡したときは乙の相続人)は直ちにその旨を甲に通知するとともに、甲の承諾する新たな連帯保証人に保証委託するものとする。

五 丙の請求があったときは、甲は、丙に対し、遅滞なく、賃料及び共益費等の支払状況や滞納金額、損害賠償の額等、乙の全ての債務の額等に関する情報を提供しなければならない。

六 乙は、本契約の締結に先立ち、丙に対し、次に掲げる事項に関する情報を提供したことを、甲に対し確約する。

ア 乙の財産及び収支の状況

イ 本契約から生じる乙の債務以外に負担している債務の有無並びにその額及び履行状況

ウ 本契約から生じる乙の債務の担保として他に提供し、又は提供しようとするものがあるときは、その旨及びその内容

(免責)

第22条 地震、火災、風水害等の災害、盗難等その他不可抗力と認められる事故、又は、甲若しくは乙の責によらない電気、ガス、給排水等の設備の故障によって生じた甲又は乙の損害について、甲又は乙は互いにその責を負わないものとする。

(協 議)

第23条 甲及び乙は、本契約書に定めがない事項及び本契約書の条項の解釈について疑義が生じた場合は民法その他の法令及び慣行に従い、誠意をもって協議し、解決するものとする。

(合意管轄裁判所)

第24条 本契約に起因する紛争に関し、訴訟を提起する必要があるときは、那覇地方裁判所を第一審管轄裁判所とする。

(特約事項)

1. 日常生活に起因する内部造作、設備器具等の修繕、若しくは外部或は第三者から被害を受けた場合の修繕の費用は乙の負担とする。

1. 廊下及び駐車場、ゴミ置き場等の共同使用部分においては、賃借人が清掃を行うものとする。

1. 廊下及び駐車場、ゴミ置き場等の共同使用部分にゴミ等を放置することにより他の住居人に迷惑をかけた場合には、乙は本契約を解約し、退去するものとする。

1. 道路の拡張・区画整理事業等により本賃借物件が立退き・取壊しになる場合は、乙は、事業者・甲に協力するものとする。

1. 甲は、本物件の防火、本物件の構造の保全その他の本物件の管理上特に必要があるときはあらかじめ乙の承諾を得て、本物件に立ち入ることができる。但し、火災による延焼を防止する必要がある場合その他の緊急の必要がある場合においては、甲はあらかじめ乙の承諾を得ることなく、本物件内に立ち入ることができる。この場合において、甲は、乙の承諾を得ずに立ち入ったときは、その旨を乙に通知しなければならない。

1. 乙は、日常生活において排水管が詰まる現象が起きた場合（建物老朽化による詰まりを除く）、修繕費を負担するものとする。

本契約を証するため本契約書2部を作成し甲その2部乙その1部を保持する。

令和 2 年 7 月 1 日

賃貸人 住所 [Redacted]

氏名 [Redacted]

賃借人 住所 糸満市字糸満 1198 番地

氏名 玉城 子

鍵の受取り 鍵番号 本

連帯保証人 住所 [Redacted]

氏名 [Redacted]

極度額 印

家賃債務保証業者 業者名

所在地

登録番号

宅地建物取引業者 免許番号 沖縄県知事 (11) 第 0718 号

住 所 〒901-0305 糸満市西崎 6 丁目 16 番 1 号 嘉数ビル 103 号

氏 名 有限会社 オーエン 代表取締役 大城昇

宅地建物取引士 沖縄県知事 第 [Redacted] 号 [Redacted]

# 入居者の方へ

入居中・解約予告時・退去時においては、次のことにご注意下さい。

## ★入居中

1. ゴミは {指定日} に {指定の袋に入れて又は代用券をつけて} お出し下さい

\*指定日 毎週(燃えるゴミ・赤) . . . の週 回

(燃えないゴミ・青) 曜日

(粗大ゴミ・代用シール) 曜日 富士盛産業 ☎ 098-994-7979

(資源ゴミ) 曜日

\*連絡先 糸満市役所 098-840-8124

2. 電気・水道・ガス等に関するお問い合わせ (引越時の精算等) は下記へ。

電気\*沖縄電力 ☎ 0120-586-390 水道\*市水道局 ☎ 098-995-2456

ガス\*マルキプロパン ☎098-994-3166

## ★解約予告 (明渡し予告)

1. 解約予告は少なくとも30日前までをお願いします。

2. 解約予告をされた後、賃貸人及び仲介業者において、次の入居者を募集致します。

その際、賃貸人及び仲介業者立会いのもとに、入居希望者を居室へ案内するというこ  
ともあるかと存じます。その節は何とぞご協力賜りますよう切にお願い申し上げます。

## ★退去時 (引越しにともなう建物明渡し)

1. お預かりしております『敷金』の「精算」については、「電気」「水道」「ガス」代  
等の「引越し精算の領収書」を持参された後に開始致します。

2. 引越しにともなう建物の明渡しにおいては、「入居時」に持込まれたもの (家財・物  
品等) をすべて搬出するとともに、建物内外の清掃及びゴミの後片付け等をきちんと  
すませて下さい。

※プレーカーの電源もOFFにして下さい。

※ (注) 以上が行われていない場合は、物品等の撤去及び清掃についての「費用」を請求されたり、「敷金の精算」が開始しないということにもなりますのでご注意ください。

## 経費区分別支出一覧表

経費区分 事務費

日付	使 途 内 容	支出額	充当割合	充当額
4/26	電話代4月分	4,335	95/100	4,118
5/28	電話代、インターネット料金込み5月分	9,335	95/100	8,868
6/28	電話代、インターネット料金込み6月分	10,646	95/100	10,113
7/28	電話代、インターネット料金込み7月分	10,469	95/100	9,945
8/25	電話代、インターネット料金込み8月分	9,666	95/100	9,182
9/25	電話代、インターネット料金込み9月分	9,247	95/100	8,784
10/27	電話代、インターネット料金込み10月分	9,164	80/100	7,331
11/24	電話代、インターネット料金込み11月分	9,426	80/100	7,540
12/24	電話代、インターネット料金込み12月分	9,300	95/100	8,835
1/28	電話代、インターネット料金込み1月分	10,577	95/100	10,048
2/28	電話代、インターネット料金込み2月分	9,186	95/100	8,726
3/26	電話代、インターネット料金込み3月分	9,467	95/100	8,993
4/12	電卓代	5,230	全額	5,230
4/15	デジタルカメラ代金	18,160	1/2	9,080
5/11	コピー用紙	1,390	全額	1,390
6/2	パソコン付属品(USB)	1,980	全額	1,980
7/24	フラッシュメモリー代金	8,393	全額	8,393
8/12	コピー用紙	1,578	全額	1,578
9/28	事務用品・ペン、マジック、鉛筆	906	全額	906
10/12	ラベルシール	2,805	全額	2,805
11/16	ファイル	1,058	全額	1,058
11/22	クラフト封筒	2,156	全額	2,156
12/16	ファイル、蛍光ペン、のり	1,886	全額	1,886
2/24	クリップ、ハサミ、カッターナイフ、テープ、クリップボード	1,210	全額	1,210
3/11	蛍光ペン、修正テープ、消しゴム	1,536	全額	1,536
3/17	レターファイル、ペン、カートリッジ	4,001	全額	4,001
3/25	リングファイル、ホッチキス、封筒、ハサミ、コピー用紙	14,000	全額	14,000
3/25	ファイル、ペン、封筒	2,307	全額	2,307
	事務費 充当合計			161,999

\* 2,3,4月=1回概算支払済利用 充当割 95%

(事務費)

(5月以降はネット込み) 令和3年 令和3年  
相談事務所 固定電話料金 4月分 ~ 9月分

充当額 4,118

電話料金等払込受領証  
西日本ご利用分

ご請求先氏名  
玉城ノブ子生活相談  
所 様

お客様番号  
[REDACTED]

2021年 4月 請求分

金額(円) 前払金・訂  
正金計 4,335

受取人  
NTTファイナンス株式  
会社

お問合せ先 (無料)  
0800-333550

領収日 期 印  
173367  
21.4.26  
ローソン系  
入金印紙貼付欄  
(金融機関・CVS用)→お客様

充当額 8,868

電話料金等領収証  
(Receipt)

お客様番号  
[REDACTED]

お書きま氏名  
玉城ノブ子生活相談  
所 様

2021年 5月 月分  
金額(円) 前払金・訂  
正金計 4,933.5

お書きまからの  
料金お問合せ先(無料)  
0120-747488

西日本電信電話株式会社  
沖縄支店  
お書きまからの  
料金お問合せ先(無料)  
0120-747488

収入印紙貼付欄  
72086  
21.5.28  
糸満みなみ  
ファイナンス  
(お客様)

充当額 10,118

電話料金等領収証  
(Receipt)

お客様番号  
[REDACTED]

お書きま氏名  
玉城ノブ子生活相談  
所 様

2021年 6月 月分  
金額(円) 前払金・訂  
正金計 10,646

お書きまからの  
料金お問合せ先(無料)  
0120-747488

西日本電信電話株式会社  
沖縄支店  
お書きまからの  
料金お問合せ先(無料)  
0120-747488

収入印紙貼付欄  
72086  
21.6.28  
糸満みなみ  
ファイナンス  
(お客様)

充当額 9,945

電話料金等領収証  
(Receipt)

お客様番号  
[REDACTED]

お書きま氏名  
玉城ノブ子生活相談  
所 様

2021年 7月 月分  
金額(円) 前払金・訂  
正金計 10,469

お書きまからの  
料金お問合せ先(無料)  
0120-747488

西日本電信電話株式会社  
沖縄支店  
お書きまからの  
料金お問合せ先(無料)  
0120-747488

収入印紙貼付欄  
72086  
21.7.28  
糸満みなみ  
ファイナンス  
(お客様)

充当額 9,182

電話料金等領収証  
(Receipt)

お客様番号  
[REDACTED]

お書きま氏名  
玉城ノブ子生活相談  
所 様

2021年 8月 月分  
金額(円) 前払金・訂  
正金計 9,666

お書きまからの  
料金お問合せ先(無料)  
0120-747488

西日本電信電話株式会社  
沖縄支店  
お書きまからの  
料金お問合せ先(無料)  
0120-747488

収入印紙貼付欄  
72086  
21.8.25  
糸満みなみ  
ファイナンス  
(お客様)

充当額 8,784

電話料金等領収証  
(Receipt)

お客様番号  
[REDACTED]

お書きま氏名  
玉城ノブ子生活相談  
所 様

2021年 9月 月分  
金額(円) 前払金・訂  
正金計 9,247

お書きまからの  
料金お問合せ先(無料)  
0120-747488

西日本電信電話株式会社  
沖縄支店  
お書きまからの  
料金お問合せ先(無料)  
0120-747488

収入印紙貼付欄  
72086  
21.9.25  
糸満みなみ  
ファイナンス  
(お客様)



※ 2,3月には一回程度勤務時間支部会議の利用  $\frac{95}{100}$  充当額 (事務費)  
 ※ 選挙のため4月には2,3回の会議の使用  $\frac{80}{100}$  充当額 (10A,11A等)  
 (相談事務所個定電話料金(伊-ネ-コ) 10月分 ~ 4月分)

充当額 7,331 (10月分)  
 充当額  $\frac{95}{100}$

電話料金等領収証 (Receipt)

お客様番号 [REDACTED]

お客様氏名 玉城ノブ子生活相談所様

金額 2022年10月分 ¥9,164  
 55. 消費税等 5.0円

西日本電信電話株式会社 沖縄支店  
 お客様からの料金お問合せ先(無料) 0120-747488

収入印紙貼付欄  
 領収日付印  
 72086  
 21.10.27  
 ローソン印刷

(お客様)

充当額 7,540 (11月分)  
 充当額  $\frac{80}{100}$

電話料金等領収証 (Receipt)

お客様番号 [REDACTED]

お客様氏名 玉城ノブ子生活相談所様

金額 2022年11月分 ¥9,426  
 55. 消費税等 5.0円

西日本電信電話株式会社 沖縄支店  
 お客様からの料金お問合せ先(無料) 0120-747488

収入印紙貼付欄  
 領収日付印  
 72092  
 21.11.24  
 ローソン印刷

(お客様)

充当額 8,835 (12月分)

電話料金等領収証 (Receipt)

お客様番号 [REDACTED]

お客様氏名 玉城ノブ子生活相談所様

金額 2022年12月分 ¥9,800  
 55. 消費税等 5.0円

西日本電信電話株式会社 沖縄支店  
 お客様からの料金お問合せ先(無料) 0120-747488

収入印紙貼付欄  
 領収日付印  
 72091  
 21.12.24  
 ローソン印刷

(お客様)

充当額 10,048 (1月分)

電話料金等領収証 (Receipt)

お客様番号 [REDACTED]

お客様氏名 玉城ノブ子生活相談所様

金額 2022年1月分 ¥10,577  
 55. 消費税等 5.0円

西日本電信電話株式会社 沖縄支店  
 お客様からの料金お問合せ先(無料) 0120-747488

収入印紙貼付欄  
 領収日付印  
 2036  
 22.1.28  
 ローソン印刷

(お客様)

充当額 8,726 (2月分)

電話料金等領収証 (Receipt)

お客様番号 [REDACTED]

お客様氏名 玉城ノブ子生活相談所様

金額 2022年2月分 ¥9,186  
 55. 消費税等 5.0円

西日本電信電話株式会社 沖縄支店  
 お客様からの料金お問合せ先(無料) 0120-747488

収入印紙貼付欄  
 領収日付印  
 287237  
 22.2.28  
 ローソン印刷

(お客様)

充当額 8,993 (3月分)

電話料金等領収証 (Receipt)

お客様番号 [REDACTED]

お客様氏名 玉城ノブ子生活相談所様

金額 2022年3月分 ¥9,467  
 55. 消費税等 5.0円

西日本電信電話株式会社 沖縄支店  
 お客様からの料金お問合せ先(無料) 0120-747488

収入印紙貼付欄  
 領収日付印  
 173367  
 22.3.26  
 ローソン印刷

(お客様)

充当割 10%

相談事務所のみ使用



2021年04月12日

領 収 証

玉城 ノブ子 様

金額 ¥5,230 -

但し 電卓代として

消費税等475円含んでおります



株式会社サンエー  
(作成地)  
沖縄県宜野湾市大山7-2-10

先住... しおぎシティ  
電話番号 098-992-8800

金種	内訳
現金	5,230
クレジット	0
ギフト券等	0
ポイント	0
振込	0

10%対象 ¥5,230  
10%対象消費税 ¥475

年月日 : 2021年 (R3) 4月 15日

事務費

充当額 : **¥9,080**

充当理由 : 基本的に調査や研修会、政務活動に関して使用する為の購入であるが、汎用性があるため、1/2 按分とした。¥18,160 \* 1/2 = 9,080

内容 : デジタルカメラ代

# 領 収 書

0183260

2021年 4月 15日

00523-301-1702818

玉城ノブ子相談所 様

収入印紙

金額	百	千	円
	7	18	160

- 8% 飲食料品等 (軽減税率) 消費税等含  10% (標準税率) 消費税等含  
 非課税 (商品券等)  免税

但し、デジタルカメラ代として

上記の金額正に領収いたしました。

- 現金 (Edy含む)  クレジット  ( )

内訳

税率	金額 (税抜)	百	千	円
8%	消費税等			
税率	金額 (税抜)			
10%	消費税等			
非課税又は免税				

店舗CD

1622

発行者



沖縄県宜野湾市大山七丁目2番10号

株式会社 **サニエ**

TEL 098-898-2225 (本社 経理部)

9:00~18:00 (日曜日を除く)

ご購入内容の確認については、ご購入された店舗へお問い合わせください。

(事務費)

充当割 100%

領収又書正

玉城 ヲブ子 様

合計 ￥1,390-

明細 (現金 ￥1,390)(クレジット ￥0)(その他 ￥0)(内消費税等 ￥126)  
(10%対象 ￥1,390 ￥126)

但し

上記金額を正に領収いたしました。  
印刷面を内側に折り保管して下さい。  
株式会社 カインズ FC中野店 糸満店 Te098-992-3955  
本社 埼玉県本庄市東富田8-2  
0704-0003-9095 2021年5月11日(火) 14:29 担当: [REDACTED]

コピー紙代

充当割 100%

発行日:2021年06月02日

領収書

管理No. 2163-

玉城 ヲブ子 様

伝票No. 2163-

￥1,980- (内消費税 ￥180)

USB (保存用)

但し パソコン付属品 代として。

支払内訳  
現金

￥1,980

10%対象

￥1,980(内消費税 ￥180)

上記の金額正に領収いたしました。

株式会社ベスト電器  
福岡市博多区千代6-2-33

※印刷面を内側に折って保管願います。

充当割 100%

発行日:2021年07月24日

領収書

管理No. 2163-402-01

玉城 ヲブ子 様

伝票No. 2163-402-20

￥8,393- (内消費税 ￥763)

但し フラッシュメモリー 代として。

支払内訳  
現金

￥8,393

10%対象

￥8,393(内消費税 ￥763)

上記の金額正に領収いたしました。

株式会社ヤマダデンキ  
群馬県高崎市栄町1-1

※印刷面を内側に折って保管願います。

付いた  
税務署承認済

(事務費)

充当割 100/100

令頁以又言証

玉城ノブ子 様

合計 ￥1,578-

明細 (現金 ￥1,578)(クレジット ￥0)(その他 ￥0)(内消費税等 ￥143)  
(10%対象 ￥1,578 ￥143)

但し 上記金額を正に領収いたしました。 コピー用紙

印字面を内側に折り保管して下さい  
株式会社 カインズ FCサアヲ糸満店 Te098-992-3955  
本社 埼玉県本庄市東富田88-2  
0794-0002-1138 2021年8月12日(木) 9:53 担当: [REDACTED]

充当割 100/100

 FamilyMart

糸満小学校前店  
沖縄県糸満市字糸満1928番地

電話: 098-994-4123

領 収 証

2021年 9月28日

玉城ノブ子 様

¥906-  
(10%対象 ¥906)

但し 券の代金として。  
税抜商品額 ¥824  
消費税等 ¥82

(ペペ、マジック、えんぴつ)  
上記正に領収いたしました

<本証取扱い上のお願ひ>  
財布等に入れ保管される場合、印字  
面を内側に折って保管して下さい。

tel 1-9266

資No. 005

(事務費)

充当割 100%

2021年10月12日

# 領収書

一連No000002  
領収No020522

玉城 17<sup>子</sup> 様

¥2,805-

税  
引  
消  
通

(但し として 正に領収致しました)

収入印紙

ラベルシール

合同会社  
南風原事務用品

南風原町照屋331  
TEL (098) 889-3701

印刷面を内側に折って保管願います

充当割 100%

# 領収証

玉城 17<sup>子</sup> 様 23年 11月 16日

¥1058

但 商品代金として 7014  
上記正に領収いたしました 県庁地下総合売店

**サンクス**

内訳

税抜金額

消費税額等 ( %)

TEL 098-868-4001  
沖縄県那覇市泉崎1-2-2

(事務費)

充当割 100/100

領収証

玉城ノブ子 様 ✓

合計 ￥2,156-

明細 (現金 ￥2,156)(クレジット ￥0)(その他 ￥0)(内消費税等 ￥196)  
(10%対象 ￥2,156 ￥196)

但し フラット封とら

上記金額を正に領収いたしました。

印字面を内側に折り保管して下さい

株式会社 カインズ FCサアサ系満店 Te098-992-3955

本社 埼玉県本庄市東富田88-2

0794-0003-3971 2021年11月22日(月) 10:02 担当: [REDACTED]

充当割 100/100

領収証

玉城ノブ子 様 R3年12月16日

¥1,886

但 商品代金として  
上記正に領収いたしました

ファイル・サウザン・のり  
県庁地下総合売店

サンコラ

内訳  
税抜金額  
消費税額等 ( %)

TEL 098-868-4001  
沖縄県那覇市泉崎1-2-2

(事務費)

充当割 100/100

2022年02月24日 (木)  
(文庫) ファイル  
クイヤ  
ほエ  
カー  
下  
110円を含みます) A4クリップボード

**領 収 証**

玉城ノブ子様

**¥ 1, 210 -**

上記正に領収しました(消費税等 110円を含みます)  
\*印は軽減税率(8%)適用商品です。  
株式会社サンエー (取扱店: しおさきシティ)  
沖縄県宜野湾市大山7-2-10  
TEL 098-(898)-2230  
※保管上のお願  
財布等で保管戴く場合は、印刷面を内側に折って保管願います。

担当者  
0204-0155-9983

充当割 100/100

2022年03月11日 (金)

**領 収 証**

玉城ノブ子様

**¥ 1, 536 -**

上記正に領収しました(消費税等 136円を含みます)  
\*印は軽減税率(8%)適用商品です。  
株式会社サンエー (取扱店: しおさきシティ) 袋丸ペン、修正テープ、マシク(多色) 消しゴム  
沖縄県宜野湾市大山7-2-10  
TEL 098-(898)-2230  
※保管上のお願  
財布等で保管戴く場合は、印刷面を内側に折って保管願います。

担当者  
0205-3804-4727

充当割 100/100

領収証

玉城ノブ子様 24年3月17日

4,001

但 商品代金として 17-ファイル、ペン、カートリッジ、  
上記正に領収いたしました 県庁地下総合売店

内訳 \_\_\_\_\_  
税抜金額 \_\_\_\_\_  
消費税額等 ( % ) \_\_\_\_\_





(事務費)

充当割  $\frac{100}{100}$

領 収 証

No. \_\_\_\_\_

玉城 17子 様

令和4年3月25日

金額 14000-

上記正に領収いたしました

大判コピー、ラミネ  
 OA機器、紙、各種  
**糸満事務**  
 糸満市潮崎町2丁目1番14  
 電話 (098) 994-6222  
 F A X (098) 994-7410

品名	数量	単価	金額	摘要
リングファイルURFV20G	10	400	4000	
ホチキス器	1		500	
針	5	90	450	
封筒長40	10	380	3800	
電池単4	2	340	680	✓
はさみ	1		300	✓
カッター	1		480	✓
ノート	3	180	540	✓
マーカー	4	120	480	✓
コピー用紙A4	1		1800	
消費税			1303	
			4333	
合計			14000	

※毎度有難度う御座います。

(事務費)

充当割 100%

領収証

玉城 ノブ子 様 R4年 3月 25日

42,307-

但 商品代金として  
上記正に領収いたしました

ファイバ、ペン、封とう  
県庁地下総合売店

サンクス

TEL 098-868-4001  
沖縄県那覇市泉崎

内訳  
税抜金額  
消費税額等 ( %)

## 経費区分別支出一覧表

経費区分

人件費

日付	使 途 内 容	支出額	充当割合	充当額
4/23	職員A給与4月分	40,000	全額	40,000
5/24	職員A給与5月分	40,000	全額	40,000
6/25	職員A給与6月分	40,000	全額	40,000
7/21	職員A給与7月分	40,000	全額	40,000
8/25	職員A給与8月分	40,000	全額	40,000
9/24	職員A給与9月分	40,000	全額	40,000
10/25	職員A給与10月分	40,000	全額	40,000
11/24	職員A給与11月分	40,000	全額	40,000
12/24	職員A給与12月分	40,000	全額	40,000
1/24	職員A給与1月分	40,000	全額	40,000
2/25	職員A給与2月分	40,000	全額	40,000
3/25	職員A給与3月分	40,000	全額	40,000
4/23	職員B給与4月分	40,000	全額	40,000
5/24	職員B給与5月分	40,000	全額	40,000
6/25	職員B給与6月分	40,000	全額	40,000
7/21	職員B給与7月分	40,000	全額	40,000
8/25	職員B給与8月分	40,000	全額	40,000
9/24	職員B給与9月分	40,000	全額	40,000
10/25	職員B給与10月分	40,000	全額	40,000
11/24	職員B給与11月分	40,000	全額	40,000
12/24	職員B給与12月分	40,000	全額	40,000
1/24	職員B給与1月分	40,000	全額	40,000
2/25	職員B給与2月分	40,000	全額	40,000
3/25	職員B給与3月分	40,000	全額	40,000
人件費 充当合計				960,000

### 雇用職員等の賃金台帳

雇用職員等 氏名 [REDACTED]

住所 [REDACTED]

(令和 3 年度)

単位:円

月日	支給額	社会保険料控除額	所得税	支払額	受領印	備考
4月23日	40,000			40,000	●	
5月24日	40,000			40,000	●	
6月25日	40,000			40,000	●	
7月21日	40,000			40,000	●	
8月25日	40,000			40,000	●	
9月24日	40,000			40,000	●	
10月25日	40,000			40,000	●	
11月24日	40,000			40,000	●	
12月24日	40,000			40,000	●	
1月24日	40,000			40,000	●	
2月25日	40,000			40,000	●	
3月25日	40,000			40,000	●	
合計	480,000			480,000		

充当額 : 勤務実態に則して全額充当

# 令和 3 年度 雇用職員申告票

議員名 玉城ノブ子

被雇用職員名	■■■■■
議員との関係	<input type="checkbox"/> 議員の親族(続柄: ) <input checked="" type="checkbox"/> 議員の親族外
議員との生計	<input type="checkbox"/> 議員と生計同一 <input checked="" type="checkbox"/> 議員と生計別

令和3年度の雇用について、上記記載のとおり申告します。

被雇用者 氏名

■■■■■



住所

■■■■■

雇用者 沖縄県議会議員

玉城ノブ子



勤務の実態を証する提出書類

出勤簿  タイムカード  その他: 広報紙配付実績一覧表

※雇用契約書(必須)に加え、上記の書類を提出します。

## 勤務実態申告票

【議員名 玉城ノブ子】

職務内容

	区分	職務内容	業務割合(%)
政務活動に係る職務	調査研究に係るもの	情報収集（住民相談）・現地調査（相手先との調整、随伴、写真撮影、その他補助）	5%
	研修に係るもの		
	広聴広報に係るもの	印刷業者との連絡、広報誌配布手配	5%
	要請陳情等に係るもの	住民生活相談、随時対応、議員との調整など	70%
	会議に係るもの	相談事務所の打ち合わせ会議、報告会議などの準備	5%
	資料作成に係るもの		
	事務所での庶務に係るもの	政務活動費の管理、収支報告書の作成	15%
小計			100%
	政務活動以外の活動に係る職務		

令和 3 年度の雇用契約に係る勤務実態は上記のとおりである旨、申告します。

雇用者

玉城ノブ子



被雇用者



### 雇用契約書

氏名	■■■■■	生年月日	■■■■■
住所	■■■■■	電話番号	■■■■■

下記条件にて契約いたします。

雇用期間	令和 3 年 4 月 1 日 ~ 令和 4 年 3 月 31 日
主な就業場所	玉城ノブ子無料生活相談所
主な職務内容	相談業務、その他事務
就業時間	月、11日間(週12時間)
休日	日曜、祭日
給与(賃金)	月給40000円
給与支払日	毎月25日
支払方法	直接払い
備考	主に月、水、金勤務
上記契約期間満了をもって本契約を解消する。	

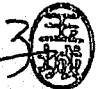
※契約書は2通作成し、双方が各1通を保管する。

令和 3 年 3 月 31 日

被雇用者 氏名

■■■■■

雇用者 氏名

玉城ノブ子 

出勤簿

2021年

人 件 費

人 件 費

出勤者

[Redacted Name]

4月	曜日	印	備考	5月	曜日	印	備考
1	木			1	土		
2	金	●		2	日		
3	土			3	月		
4	日			4	火		
5	月	●		5	水		
6	火			6	木		
7	水	●		7	金	●	
8	木			8	土		
9	金	●		9	日		
10	土			10	月	●	
11	日			11	火		
12	月	●		12	水	●	
13	火			13	木		
14	水			14	金	●	
15	木			15	土		
16	金	●		16	日		
17	土			17	月	●	
18	日			18	火		
19	月	●		19	水	●	
20	火			20	木		
21	水	●		21	金	●	
22	木			22	土		
23	金	●		23	日		
24	土			24	月	●	
25	日			25	火		
26	月	●		26	水	●	
27	火			27	木		
28	水	●		28	金	●	
29	木			29	土		
30	金			30	日		
31	×			31	月		

4/2

5/2



出勤簿 2021年

出勤者

6月	曜日	印	備考	7月	曜日	印	備考
1	火			1	木		
2	水	●		2	金	●	
3	木			3	土		
4	金	●		4	日		
5	土			5	月		
6	日			6	火		
7	月	●		7	水	●	
8	火			8	木		
9	水	●		9	金	●	
10	木			10	土		
11	金	●		11	日		
12	土			12	月	●	
13	日			13	火		
14	月	●		14	水	●	
15	火			15	木		
16	水	●		16	金	●	
17	木			17	土		
18	金	●		18	日		
19	土			19	月	●	
20	日			20	火		
21	月			21	水	●	
22	火			22	木		
23	水	●		23	金		
24	木			24	土		
25	金	●		25	日		
26	土			26	月	●	
27	日			27	火		
28	月	●		28	水	●	
29	火			29	木		
30	水	●		30	金	●	
<del>31</del>	<del>日</del>			31	土		

出勤簿 2021 年

出勤者

8 月	曜日	印	備考	9 月	曜日	印	備考
1	日			1	水	●	
2	月	●		2	木		
3	火			3	金	●	
4	水	●		4	土		
5	木			5	日		
6	金	●		6	月		
7	土			7	火		
8	日			8	水	●	
9	月			9	木		
10	火			10	金	●	
11	水	●		11	土		
12	木			12	日		
13	金	●		13	月	●	
14	土			14	火		
15	日			15	水	●	
16	月	●		16	木		
17	火			17	金	●	
18	水	●		18	土		
19	木			19	日		
20	金			20	月		
21	土			21	火		
22	日			22	水	●	
23	月	●		23	木		
24	火			24	金	●	
25	水	●		25	土		
26	木			26	日		
27	金	●		27	月	●	
28	土			28	火		
29	日			29	水	●	
30	月	●		30	木		
31	火			<del>31</del>			

出勤簿 2021年

出勤者



10月	曜日	印	備考	11月	曜日	印	備考
1	金	●		1	月	●	
2	土			2	火		
3	<del>日</del>			3	水		
4	月	●		4	木		
5	火			5	金	●	
6	水			6	土		
7	木			7	<del>日</del>		
8	金	●		8	月	●	
9	土			9	火		
10	<del>日</del>			10	水	●	
11	月	●		11	木		
12	火			12	金	●	
13	水	●		13	土		
14	木			14	<del>日</del>		
15	金	●		15	月	●	
16	土			16	火		
17	<del>日</del>			17	水	●	
18	月			18	木		
19	火			19	金		
20	水	●		20	土		
21	木			21	<del>日</del>		
22	金	●		22	月	●	
23	土			23	火		
24	<del>日</del>			24	水	●	
25	月	●		25	木		
26	火			26	金	●	
27	水	●		27	土		
28	木			28	<del>日</del>		
29	金	●		29	月	●	
30	土			30	火		
31	<del>日</del>			<del>31</del>			

出勤簿 2021年 ~ 2022年

出勤者 XXXXXXXXXX

12月	曜日	印	備考	1月	曜日	印	備考
1	水	●		1	土		
2	木			2	<del>日</del>		
3	金	●		3	月		
4	土			4	火		
5	<del>日</del>			5	水	●	
6	月	●		6	木		
7	火			7	金	●	
8	水	●		8	土		
9	木			9	<del>日</del>		
10	金	●		10	月		
11	土			11	火		
12	<del>日</del>			12	水	●	
13	月	●		13	木		
14	火			14	金	●	
15	水	●		15	土		
16	木			16	<del>日</del>		
17	金	●		17	月	●	
18	土			18	火		
19	<del>日</del>			19	水	●	
20	月	●		20	木		
21	火			21	金	●	
22	水			22	土		
23	木			23	<del>日</del>		
24	金	●		24	月	●	
25	土			25	火		
26	<del>日</del>			26	水	●	
27	月	●		27	木		
28	火			28	金	●	
29	水			29	土		
30	木			30	<del>日</del>		
31	金			31	月	●	

出勤簿 2022年

出勤者

[Redacted Name]

2月				3月				
曜日	印	備考	曜日	印	備考	曜日	印	備考
1	火		1	火		1	火	
2	水	●	2	水	●	2	水	●
3	木		3	木		3	木	
4	金	●	4	金	●	4	金	●
5	土		5	土		5	土	
<del>6</del>	<del>日</del>		<del>6</del>	<del>日</del>		<del>6</del>	<del>日</del>	
7	月	●	7	月	●	7	月	●
8	火		8	火		8	火	
9	水	●	9	水	●	9	水	●
10	木		10	木		10	木	
11	金		11	金	●	11	金	●
12	土		12	土		12	土	
<del>13</del>	<del>日</del>		<del>13</del>	<del>日</del>		<del>13</del>	<del>日</del>	
14	月	●	14	月	●	14	月	●
15	火		15	火		15	火	
16	水	●	16	水	●	16	水	●
17	木		17	木		17	木	
18	金	●	18	金	●	18	金	●
19	土		19	土		19	土	
<del>20</del>	<del>日</del>		<del>20</del>	<del>日</del>		<del>20</del>	<del>日</del>	
21	月	●	21	月		21	月	
22	火		22	火		22	火	
23	水		23	水	●	23	水	●
24	木		24	木		24	木	
25	金	●	25	金	●	25	金	●
26	土		26	土		26	土	
<del>27</del>	<del>日</del>		<del>27</del>	<del>日</del>		<del>27</del>	<del>日</del>	
28	月	●	28	月	●	28	月	●
<del>29</del>			<del>29</del>	火		<del>29</del>	火	
<del>30</del>			<del>30</del>	水	●	<del>30</del>	水	●
<del>31</del>			<del>31</del>	木		<del>31</del>	木	

### 雇用職員等の賃金台帳

雇用職員等 氏名

住所

(令和 3 年度)

単位:円

月 日	支給額	社会保険料控除額	所得税	支払額	受領印	備考
4月23日	40,000			40,000	●	
5月24日	40,000			40,000	●	
6月25日	40,000			40,000	●	
7月21日	40,000			40,000	●	
8月25日	40,000			40,000	●	
9月24日	40,000			40,000	●	
10月25日	40,000			40,000	●	
11月24日	40,000			40,000	●	
12月24日	40,000			40,000	●	
1月24日	40,000			40,000	●	
2月25日	40,000			40,000	●	
3月25日	40,000			40,000	●	
合計	480,000			480,000		

充当額 : 勤務実態に則して全額充当

# 令和 3 年度 雇用職員申告票

議員名 玉城ノブ子

被雇用職員名	■■■■■
議員との関係	<input type="checkbox"/> 議員の親族(続柄: ) <input checked="" type="checkbox"/> 議員の親族外
議員との生計	<input type="checkbox"/> 議員と生計同一 <input checked="" type="checkbox"/> 議員と生計別

令和3年度の雇用について、上記記載のとおり申告します。

被雇用者 氏名

■■■■■



住所

■■■■■

雇用者 沖縄県議会議員

玉城ノブ子



## 勤務の実態を証する提出書類

- 出勤簿  タイムカード  その他: 広報紙配付実績一覧表

※雇用契約書(必須)に加え、上記の書類を提出します。

# 勤務実態申告票

【議員名 玉城ノブ子】

## 職務内容

区分	職務内容	業務割合(%)	
政務活動に係る職務	調査研究に係るもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報収集(新聞・雑誌・書籍・資料等)</li> <li>・現地調査に係る補助随行(写真撮影、メモ作成等)</li> <li>・訪問先との連絡・調整</li> </ul>	35%
	研修に係るもの		
	広聴広報に係るもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・印刷業者との調整等</li> <li>・広報紙の配付</li> </ul>	10%
	要請陳情等に係るもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民生活相談・議員との調整</li> </ul>	40%
	会議に係るもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会議の準備</li> </ul>	5%
	資料作成に係るもの		
	事務所での庶務に係るもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・備品、消耗品等の管理</li> <li>・電話・来客対応、議員への連絡調整</li> </ul>	10%
小計		100%	
政務活動以外の活動に係る職務		0%	

令和3年度の雇用契約に係る勤務実態は上記のとおりである旨、申告します。

雇用者 玉城ノブ子



被雇用者





雇用契約書

氏名	■■■■■	生年月日	■■■■■
住所	■■■■■	電話番号	■■■■■

下記条件にて契約いたします。

雇用期間	令和 3 年 4 月 1 日 ~ 令和 4 年 3 月 31 日
主な就業場所	玉城ノブ子無料生活相談所
主な職務内容	相談業務、その他事務
就業時間	月、11日間(週12時間)
休日	日曜、祭日
給与(賃金)	月給40000円
給与支払日	毎月25日
支払方法	直接払い
備考	主に火、木、土勤務
上記契約期間満了をもって本契約を解消する。	


※契約書は2通作成し、双方が各1通を保管する。

令和 3 年 3 月 3 / 日

被雇用者 氏名

■■■■■

雇用者 氏名

玉城ノブ子 

出勤簿

2021年

出勤者



4月	曜日	印	備考	5月	曜日	印	備考
1	木	●		1	土	●	
2	金			2	日		
3	土	●		3	月		
4	日			4	火	●	
5	月			5	水		
6	火	●		6	木	●	
7	水			7	金		
8	木	●		8	土		
9	金			9	日		
10	土			10	月		
11	日			11	火	●	
12	月			12	水		
13	火	●		13	木	●	
14	水			14	金		
15	木	●		15	土	●	
16	金			16	日		
17	土	●		17	月		
18	日			18	火	●	
19	月			19	水		
20	火	●		20	木	●	
21	水			21	金		
22	木	●		22	土		
23	金			23	日		
24	土			24	月		
25	日			25	火	●	
26	月			26	水		
27	火	●		27	木	●	
28	水			28	金		
29	木	●		29	土	●	
30	金			30	日		
<del>31</del>				31	月		

(人件室)

出勤簿

2021年

出勤者

6月	曜日	印	備考	7月	曜日	印	備考
1	火	●		1	木	●	
2	水			2	金		
3	木	●		3	土	●	
4	金			4	日		
5	土	●		5	月		
6	日			6	火	●	
7	月			7	水		
8	火	●		8	木		
9	水			9	金	●	
10	木	●		10	土		
11	金			11	日		
12	土			12	月		
13	日			13	火	●	
14	月			14	水		
15	火	●		15	木	●	
16	水			16	金		
17	木	●		17	土	●	
18	金			18	日		
19	土	●		19	月		
20	日			20	火	●	
21	月			21	水		
22	火	●		22	木	●	
23	水			23	金		
24	木			24	土		
25	金			25	日		
26	土	●		26	月		
27	日			27	火	●	
28	月			28	水		
29	火	●		29	木	●	
30	水			30	金		
<del>31</del>	木			31	土		

(1件)

出勤簿 2021年

出勤者

8月	曜日	印	備考	9月	曜日	印	備考
1	日	●		1	水		
2	月			2	木	●	
3	火	●		3	金		
4	水			4	土	●	
5	木	●		5	日		
6	金			6	月		
7	土	●		7	火	●	
8	日			8	水		
9	月			9	木	●	
10	火	●		10	金		
11	水			11	土		
12	木	●		12	日		
13	金			13	月		
14	土			14	火	●	
15	日			15	水		
16	月			16	木	●	
17	火	●		17	金		
18	水			18	土	●	
19	木	●		19	日		
20	金			20	月		
21	土	●		21	火	●	
22	日			22	水		
23	月			23	木	●	
24	火	●		24	金		
25	水			25	土		
26	木	●		26	日		
27	金			27	月		
28	土			28	火	●	
29	日			29	水		
30	月			30	木	●	
31	火	●		31			

出勤簿 2021年

出勤者



10月	曜日	印	備考	11月	曜日	印	備考
1	金			1	月		
2	土	●		2	火	●	
3	日			3	水		
4	月			4	木	●	
5	火	●		5	金		
6	水			6	土	●	
7	木	●		7	日		
8	金			8	月		
9	土			9	火	●	
10	日			10	水		
11	月			11	木	●	
12	火	●		12	金		
13	水			13	土		
14	木	●		14	日		
15	金			15	月		
16	土	●		16	火	●	
17	日			17	水		
18	月			18	木	●	
19	火	●		19	金		
20	水			20	土	●	
21	木	●		21	日		
22	金			22	月		
23	土			23	火	●	
24	日			24	水		
25	月			25	木	●	
26	火	●		26	金		
27	水			27	土		
28	木	●		28	日		
29	金			29	月		
30	土	●		30	火	●	
31	日			<del>31</del>			

## 出勤簿

2021年 ~ 2022年

出勤者

(人)

12月	曜日	印	備考	1月	曜日	印	備考
1	水			1	土	●	
2	木	●		2	日		
3	金			3	月		
4	土	●		4	火	●	
5	日			5	水		
6	月			6	木	●	
7	火	●		7	金		
8	水			8	土		
9	木	●		9	日		
10	金			10	月		
11	土			11	火	●	
12	日			12	水		
13	月			13	木	●	
14	火	●		14	金		
15	水			15	土		
16	木	●		16	日		
17	金			17	月		
18	土	●		18	火	●	
19	日			19	水		
20	月			20	木	●	
21	火	●		21	金		
22	水			22	土	●	
23	木	●		23	日		
24	金			24	月		
25	土			25	火	●	
26	日			26	水		
27	月			27	木	●	
28	火	●		28	金		
29	水			29	土	●	
30	木	●		30	日		
31	金			31	月		

(人数)

出勤簿 2022年

出勤者

乙月	曜日	印	備考	3月	曜日	印	備考
1	火	●		1	火	●	
2	水			2	水		
3	木	●		3	木	●	
4	金			4	金		
5	土	●		5	土		
6	日			6	日		
7	月			7	月		
8	火	●		8	火	●	
9	水			9	水		
10	木	●		10	木	●	
11	金			11	金		
12	土			12	土		
13	日			13	日		
14	月			14	月		
15	火	●		15	火	●	
16	水			16	水		
17	木	●		17	木	●	
18	金			18	金		
19	土	●		19	土		
20	日			20	日		
21	月			21	月		
22	火	●		22	火	●	
23	水			23	水		
24	木	●		24	木	●	
25	金			25	金		
26	土	●		26	土	●	
27	日			27	日		
28	月			28	月		
<del>29</del>				29	火	●	
<del>30</del>				30	水		
<del>31</del>				31	木	●	